

身体拘束最小化のための指針

1, 身体拘束最小化に関する基本的な考え方

身体拘束は、患者の自由を制限することであり、尊厳ある生活を阻むものである。当院では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが拘束による身体的、精神的弊害を理解する。患者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

2, 身体拘束廃止に向けての基本方針

1) 身体拘束等の原則禁止

当院において、身体拘束等防止に関し、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止する。次の基本方針に則る。

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない
- (5) 全員の強い意志でケアの本質を考える
- (6) 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない
- (7) 患者の人権を最優先にする
- (8) 医療者及び福祉サービスの提供に誇りと自信を持つ
- (9) 身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じる
- (10) やむを得ない場合、入院患者、家族に丁寧に説明を行って身体拘束を行う
- (11) 身体拘束を行った場合、廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す

2) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合

患者又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、以下の 3 つの要素の全てを満たす状態にある場合は、患者・ご家族への説明同意を得た上で例外的に必要な最小限の身体拘束を行う。

- (1) 切迫性：患者または他の患者の生命又は身体を危険にさらさないこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- (3) 一次性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3, 身体拘束最小化のための体制

1) 認知症（身体拘束適正化）委員会

身体拘束適正化のために、身体拘束適正化委員会を設置する。

2) 開催

委員会は、毎月 1 回開催。以下を検討、協議する

- ① 身体拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- ② 院内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討
- ③ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導・教育
- ④ 発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策検討

3) 構成員

医師・薬剤師・各病棟担当看護師

4, 身体拘束廃止、改善のための職員教育

医療に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図るために、以下の職員教育を行う。

- (1) 全看護職員に対し、年に 1 回以上の学習教育を実施する。
- (2) 新規採用者に対し、身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- (3) 各部署で必要な教育・研修を実施する。

5, 身体拘束を行う場合の対応

患者等の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

- (1) 緊急やむを得ず身体拘束をせざるを得ない状態であるかどうかを、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体拘束の指示をする。
- (2) 医師は同意書を作成し、事前に患者・家族等に説明し身体拘束開始の同意を得る。ただし、直ちに身体拘束を要する切迫した状況で事前同意が困難な場合は、開始後即家族等に説明し同意を得る。

説明内容：

- ① 身体拘束を必要とする理由
 - ② 身体拘束の具体的な方法
 - ③ 身体拘束を行う時間・期間
 - ④ 身体拘束による合併症
-
- (3) 患者・家族等の同意が得られない場合は、身体拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、カルテに記録する。
 - (4) 身体拘束中は、態様および時間、その際の患者の心身状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (5) 身体拘束中は毎日、身体拘束の早期解除に向け他職種によるカンファレンスを実施する。カンファレンスで3要素を踏まえ継続の必要性を評価する。
 - (6) 医師はカンファレンスの内容をふまえ身体拘束の継続・解除の有無を指示する。
 - (7) 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

6, 安全な身体拘束の実施および解除に向けた活動

身体拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の症状および全身状態の安定を図ることが、安全な身体拘束の実施、早期解除につながる。各職種は、身体拘束における各々の役割を意識して患者にあたる。

7,身体的拘束最小化のための指針の閲覧

本指針は、当院マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧可能とするほか、患者やご家族が閲覧できるように院内への掲示や当病院ホームページへ掲載する。

附則

この指針は 2025 年 5 月 1 日より施行する。